

# 国連女子差別撤廃委員会による一般勧告（内閣府仮訳）

## 一般勧告第 23 号（第 16 回会期、1997 年）

### 第 7 条（政治的・公的活動）

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべて適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

（a）あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

（b）政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

（c）自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 背景

1. 女子差別撤廃条約は、女性の自国の公的活動への参加を特に重視している。条約の前文は、ひとつには、次の通り言明している。

「女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し」

2. 条約はさらに、前文において、女性の意思決定への参加の重要性を次の通り繰り返し述べている。

「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し」

3. さらに、条約第 1 条において、「女子差別」という用語は、次のことを意味するものと解釈されている。

「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」

4. 他の条約、宣言及び国際的な分析も女性の公的活動への参加を大いに重視しており、平等の国際的基準の枠組みを定めている。これらには、世界人権宣言(注 総会決議 217A(III))、市民的及び政治的権利に関する国際規約(注 総会決議 2200A(XXI)、付属文書)、婦人の参政権に関する条約(注 総会決議 640(VII))、ウィーン宣言(注 世界人権会議(ウィーン、1993 年 6 月 14 日-25 日)報告書(A/CONF.157/24(第 I 部))、第 III 章)、北京宣言のパラグラフ 13 及び行動綱領(注 第 4 回世界女性会議(北京、1995 年 9 月 4 日-15 日)報告書(A/CONF.177/20 及び Add.1)、第 I 章、決議 1、付属文書 I)、条約に基づく一般勧告第 5 号及び第 8 号(注 第 43 回総会の公式記録、補足 38 号(A/43/38)、第 V 章を参照)、人権委員会によって採択された一般的コメント 25(注 CCPR/C/21/Rev.1/Add.7、1996 年 8 月 27 日)、意思決定過程への男女の均衡のとれた参画に関する欧州連合理事会によって採択された勧告(注 96/694/EC、ブリュッセル、1996 年 12 月 2 日)、欧州委員会の「政治的

意思決定においていかにジェンダー・バランスを生み出すか」(注 欧州委員会文書 V/1206/96-EN(1996年3月))が含まれる。

5. 条約第7条は、締約国に対し、政治的及び公的活動における女性に対する差別を撤廃し、女性が政治的及び公的活動において男性との平等を享有することを確保するための措置を講じることを義務づけている。第7条に定められている義務は、公的及び政治的活動のあらゆる分野に及ぶものであり、サブパラグラフ(a)、(b)及び(c)に定められている分野に限定されるものではない。一国の政治的及び公的活動とは、広範囲に及ぶ概念である。それは、政治的権限の行使、とりわけ立法権、司法権、及び行政権の行使を言う。この用語は、公共行政のあらゆる側面並びに国際、国、地域及び地方レベルにおける政策の策定及び実施を含む。この概念はまた、公共の委員会や地方自治体の議会、並びに政党、労働組合、職業又は業界団体、女性団体、地域で活動する市民団体及びその他公的及び政治的活動に関連する組織などの諸団体の活動をはじめとする市民社会の数多くの側面を含む。

6. 条約は、この平等は、実効あるものとなるために、世界人権宣言の第21条や市民的及び政治的権利に関する国際規約の第25条などの国際人権文書に規定されているように、普通選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙される権利をすべての市民が享受する政治制度の枠組みにおいて、達成されなければならない、としている。

7. 条約が公的活動及び意思決定における機会の平等と参加の重要性を重視していることから、委員会は、条約第7条を検討し、締約国に対して、自国の法律及び政策を見直す上で、また条約に従い報告を行う上で、以下に述べるコメント及び勧告を考慮すべきであることを提案した。

#### コメント

8. 人間の活動の公的及び私的領域は常に明確に区別されて考えられ、それに応じて規定されてきた。常に、女性は、生殖や育児に関連する私的又は家庭内の領域を割り当てられ、すべての社会において、これらの活動は劣っているものとして扱われてきた。それとは対照的に、公的活動は、尊敬され、尊重され、私的及び家庭内の領域外のさまざまな活動に及んでいる。歴史的に、男性が、公的活動を支配するとともに、権限を行使して私的領域内に女性を閉じこめ、従属させてきた。

9. 家庭及び社会を維持する上で女性が果たす中心的役割、及び開発への女性の貢献にもかかわらず、女性は、女性の日常生活の形態及び社会の将来を決定する政治的活動及び意思決定プロセスから排除されてきた。とりわけ危機の時代において、この排除は、女性の意見を抑圧し、女性の貢献や経験を目に見えないものにした。

10. すべての国において、公的活動に参加する女性の能力を阻害するもっとも重大な要因となっているのは、価値観の文化的枠組みと宗教的信条、サービスの欠如、そして家事及び子どもの養育に関連する仕事を男性が分担していないことである。すべての国において、文化的伝統と宗教的信条が、女性を私的活動領域に閉じこめ、公的活動への積極的参加から女性を排除する役割を果たしてきた。

11. 家事労働の負担の一部から女性を解放することによって、女性は自分のコミュニティの生活に一層完全に携わることができるようになるだろう。女性の男性への経済的依存は、多くの場合、女性が重要な政治的決定を行い、公的活動に積極的に参加するのを妨げている。女性の二重の労働負担と経済的依存性は、公的及び政治的活動の長時間にわたる又は柔軟性のない労働時間と相まって、女性がより活動的になるのを妨げている。

12. メディアにより作られるものを含めた固定観念化は、政治的活動において女性を環境、

児童、保健といった問題に限定し、財務、予算管理、紛争解決の責任から排除する。政治家が輩出される職業に従事する女性が少ないことは、もうひとつの障害を生み出しうる。女性指導者が政権に就く諸国では、それは自力で当選したというよりは、父親、夫あるいは男性親族の影響力の結果である傾向にある。

### 政治制度

13. 男女平等の原則は、大半の国の憲法及び法律並びにあらゆる国際的文書において確約されている。それにもかかわらず、この 50 年間、女性は平等を達成しておらず、女性の不平等は、公的及び政治的活動への女性の参加が低い水準に留まっていることによって強化されてきた。男性だけによって策定された政策や行われた決定は、人間の経験や潜在能力の一部しか反映していない。公正で有効な社会を組織するためには、すべての社会のメンバーを包含し、その参加を得ることが必要である。

14. 政治制度で、これまでに女性に完全で平等な参加の権利と利益の両方を付与したものはない。民主制度は政治的活動に関与する女性の機会を改善したものの、女性が引き続き直面する数多くの経済的、社会的及び文化的障害が、女性の参加を著しく制約している。歴史的に安定している民主主義国でさえ、人口の半分を占める女性の意見及び利益を完全にかつ平等には統合できないでいる。女性が公的活動や意思決定から排除されている社会は、民主主義とは言えない。民主主義の概念は、政治的意思決定が男女で分担され、男女双方の利益を平等に考慮して初めて、真のダイナミックな意義と永続的な効果を持つものとなる。締約国の報告を検討すると、公的活動及び意思決定への女性の完全で平等な参加があるところでは、女性の権利と条約遵守の実施が増進することが明らかである。

### 暫定的な特別措置

15. 法律上の障害の排除は必要であるが、それだけでは十分ではない。女性の完全で平等な参加を達成できないのは、意図したものではなく、男性を故意ではなく昇進させる時代遅れの慣行や手続の結果であり得る。条約は、第 4 条の下で、第 7 条及び第 8 条を完全に実施するために暫定的な特別措置の活用を奨励している。参加の平等を達成しようと、有効な暫定的戦略を策定した国においては、女性候補者の採用、資金援助及び訓練、選挙手続の改正、平等な参加を目指したキャンペーンの展開、数値目標や割当数の設定、及びすべての社会の日常生活において不可欠な役割を果たす司法又はその他職業専門家グループなどの公職への任命に女性を対象とすることなど、さまざまな措置が実施されている。社会の公的活動への男女双方の平等な参加を促すために障害を正式に排除し、暫定的な特別措置を導入することは、政治的活動における真の平等を達成する上で必要不可欠な前提条件である。しかしながら、何世紀にも及ぶ公的領域の男性支配を克服するためには、女性は、完全で有効な参加を達成するための社会のあらゆるセクターからの奨励と支援も必要としており、この奨励は、条約締約国ばかりでなく、政党並びに政府高官の主導で行われなければならない。締約国には、暫定的な特別措置が平等の原則を支援することを明確に意図したものであることを確保し、従ってすべての市民に平等を保障する憲法の原則を遵守する義務がある。

### 要約

16. 北京行動綱領(注 第 4 回世界女性会議(北京、1995 年 9 月 4 日-15 日)報告書(A/CONF.177/20 及び Add.1)、第 I 章、決議 1、付属文書 I)において強調された重大問題は、女性の政治及び公的活動への参加の現状に対しての、法律上と事実上の格差、あるいは権利である。女性の参加が(一般に「クリティカル・マス(決定的多数)」と言われる)

30%から 35%に達すると、政治手法及び決定の内容に真の影響が及ぼされ、政治的活動は再活性化されることが、研究によって論証されている。

17. 公的活動への広範囲にわたる代表の参加を実現するためには、女性は、政治的及び経済的権限の行使において完全な平等を享有しなければならない。女性は、男女平等、開発及び平和達成の目標に貢献できるように、国内及び国際的に、あらゆるレベルにおいて、意思決定に完全かつ平等に関与することが必要である。これらの目標が達成され、真の民主主義が保障されるためには、ジェンダーの視点が重要である。この理由から、女性を公的活動に参加させて女性の貢献を活用し、女性の利益が保護されることを保障し、人権の享受はジェンダーに関係なくすべての人民のものであることを保障することが不可欠である。女性の完全な参加は、女性のエンパワーメントのみならず、社会全体の進歩のためにも不可欠である。

### 投票する及び選挙される権利（第7条（a））

18. 条約は、締約国に対し、憲法又は法律において、女性が男性との平等を基礎としてあらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びに選挙される権利を享受することを確保するための適当な方策をとることを義務づけている。これらの権利は、法律上並びに事実上の両方において享受されなければならない。

19. 締約国の報告を検討すると、ほぼすべての締約国があらゆる選挙及び国民投票において投票する平等の権利を女性及び男性両方に付与する憲法又はその他法律規定を採用している一方で、多くの国において女性は引き続きこの権利を行使する上で困難を経験していることが明らかである。

20. これらの権利を阻む要因は次のことを含む。

（a）女性は、多くの場合、候補者についてや政党の政治綱領及び投票手続についての情報

政府や政党が提供できなかった情報へのアクセスが、男性に比べて少ない。女性の投票する権利の完全で平等な行使を阻んでいるその他の要因としては、女性の非識字、政治制度についてや政治的イニシアティブ及び政策が自分たちの生活に及ぼすであろう影響についての知識及び理解の不足などが挙げられる。選挙権によって与えられた権利、責任及び変革の機会を理解していないということは、女性が必ず投票のために登録されるとは限らないことを意味する。

（b）女性の労働と財政的な二重負担は、女性が選挙運動に関心を持ち、投票権を行使する完全な自由を享有する時間又は機会を制限するであろう。

（c）多くの国において、伝統と社会的及び文化的固定観念が女性の投票権の行使を妨げている。多くの男性が、説得や代理投票を含む直接的な行動によって女性の投票に影響を与えたり、管理している。かかる慣行はいかなるものも妨げなければならない。

（d）一部諸国において女性のコミュニティにおける公的又は政治的活動への関与を妨げているその他の要因としては、移動の自由又は参加の権利に対する制約、女性の政治的参加に対する一般的な否定的態度、あるいは女性候補者に対する有権者の信頼又は支持の欠如などがある。加えて、一部の女性は、政治への関与に対し嫌悪感を持っており、政治運動への参加を避けている。

21. これらの要因は、全有権者の半分を代表する女性が政治的権限を行使しない、あるいは自分たちの利益を促進し又は政府を変革し、あるいは差別的政策を撤廃するための連合を結成しないというパラドックスの理由を、少なくとも部分的に説明するものである。

22. 投票制度、議席の配分、選挙区の選択はいずれも、議員に選出される女性の割合に重大な影響を及ぼす。政党は、平等の機会と民主主義の原則を受け入れ、男性と女性の候補

者の均衡を図るよう努力しなければならない。

23. 女性の投票する権利の享受に対し、男性には適用されない又は女性に過大な影響を及ぼす制約や条件が課せられるようなことがあってはならない。例えば、投票する権利を特定の教育水準がある者、最低限の財産資格を保有する者、又は識字能力がある者に限定することは、人権の普遍的保障に違反するものであろう。またそれは、女性にとりわけ大きな影響を及ぼし、よって条約の規定に抵触するものと思われる。

#### **政府の政策の策定に参加する権利（第7条（b））**

24. 女性の政策レベルにおける政府への参加は、続いて低いままである。多大な進展が遂げられ、一部諸国では平等が達成されたにもかかわらず、多くの国では、女性の参加は実際のところ減少している。

25. 第7条（b）はまた、締約国に対し、女性がすべてのセクター及びすべての段階において公共の政策の策定に完全に参加し、代表される権利を享受することを確保するよう要求している。これは、ジェンダーの問題の主流化を促進し、公共の政策の立案にジェンダーの視点を組み込むものとなる。

26. 締約国は、その責任が自らの管理下にある場合は、意思決定の上級職務に女性を任命し、かつ、当然のこととして、女性の意見や利益を広く代表するグループの助言を求め、組み込むという両方の責任を負うものである。

27. 締約国はさらに、政府の政策の策定への女性の完全参加を阻む障害を特定し、克服することを確保する義務も有する。これらの障害とは、最小限の対応として女性が任命された場合の自己満足や、女性の参加を妨害する伝統的及び慣習上の見方などである。政府の上級レベルに女性の代表の参加が不十分である場合や女性の助言がまったく又は不十分にしか求められない場合、政府の政策は、包括的で有効なものとはならないであろう。

28. 締約国は一般に内閣や行政の上級職に女性を任命する権限を有するが、政党にも、女性が比例代表名簿に加えられ、当選の可能性のある地域において候補者に指名推薦されることを確保する責任がある。締約国はまた、女性が男性と平等な基盤で政府の諮問機関に任命され、これらの機関が、適当な場合は、代表的な女性グループの見解を考慮することを確保するよう努めるべきである。これらのイニシアティブが世論を導くように、また、女性を差別する又は政治的及び公的活動への女性の関与を妨害する態度を変革するように促すことは、政府の基本的責任である。

29. 内閣及び行政における上級職及び政府の諮問機関のメンバーとしての女性の平等な参加を確保するために多数の締約国が採用した措置は以下を含む：被任命者の候補が同等の資格を有する場合は女性の被任命者が優先されるという規則の採用；公的機関の構成員として、男女それぞれ、全構成員の40%以上を占めるものとするという規則の採用；女性閣僚及び公職への任命のクォータ制；並びに公的機関や公職に女性の有資格者が任命されることを確保するための女性団体との協議、及び公的機関や公職への女性の任命を促進するためのかかる女性の名簿の作成及び維持。民間組織の指名推薦に基づき諮問機関のメンバーが任命される場合は、締約国は、これら組織に対し、これら機関のメンバーに適切な女性有資格者を指名推薦するよう奨励すべきである。

#### **公職に就き及びすべての公務を遂行する権利（第7条（b））**

30. 締約国の報告を検討すると、女性が内閣、公務・公共行政、司法制度において最高位の地位から排除されていることが明らかである。女性は、これらの上級の又は影響力のある地位に任命されることは減多になく、一部締約国では、低いレベルで及び一般に家庭や家族に関連する役職においては女性の数が増えているのかもしれないが、経済政策や開発、

政務、国防、平和創造活動、紛争解決又は憲法解釈及び決定に関連する意思決定の地位に就く女性はほんの少数である。

31. 締約国の報告を検討すると、一定の事例においては、法律が、国王の権力を行使することから、国家に代わり裁判権を付与された宗教的又は伝統的裁判所において裁判官を務めることから、あるいは軍隊に完全に参加することから、女性を排除していることも明らかである。これらの規定は、女性を差別するものであり、コミュニティの生活のこれらの領域における女性の関与と技能を社会に役立たせることなく、条約の原則に違反するものである。

### 非政府機関並びに公的及び政治的団体に参加する権利（第7条（c））

32. 締約国の報告を検討すると、政党に関する情報が提供されているいくつかの場合においては、女性の代表の参加は不十分であったり、あるいは男性より影響力の乏しい職務に集中していることが明らかである。政党は、意思決定の役割における重要な媒体であることから、各国政府は、女性が政党活動にどの程度十分に、また平等に参加しているかを検討するよう政党に促すべきであり、そうした事例がない場合は、その理由を明らかにするべきである。政党は、女性の十分な参加と代表参加を阻む障害を克服するための、情報、資金的及びその他手段の提供を含む有効な措置を採用するよう、また、女性が政党の役員を務め、選挙候補者に指名される平等の機会を事実上享有することを確保するよう、促されるべきである。

33. 一部政党によって採用された措置は、政党の執行機関の役職の一定の最低数又は割合を女性のために当てること、選挙候補者について男女の数の均衡を確保すること、有利ではない選挙区や比例代表の下位の名簿順に女性が必ず割り当てられるようなことが起きないようにすることなどである。締約国は、かかる暫定的な特別措置が、差別撤廃法やその他憲法による平等の保障に基づき、明確に許可されることを確保するべきである。

34. 労働組合や政党など他の組織は、社会のすべてのセクターの完全で平等な参加から及び男女双方の貢献から利益を得ることができるよう、定款において、それらの規則の適用において、及び組合員や党員の構成と執行委員会におけるジェンダー・バランスのとれた代表者の構成において、男女平等の原則に対するコミットメントを示す義務がある。これらの組織はまた、非政府機関(NGO)と同様、政治的スキル、参加及び指導力について貴重な訓練の場を女性に提供するものである。

### 第8条(国際レベル)

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### コメント

35. 条約第8条に基づき、各国政府は、外務のあらゆる段階及びあらゆる分野において女性の参加を確保することが義務づけられている。このためには、多国間及び二国間外交の両方において、経済及び軍事問題に女性が関与し、また国際及び地域会議への公式な代表団に女性が加わる必要がある。

36. 締約国の報告を検討すると、女性は総体的に、大半の国の政府外交及び海外任務において、とりわけ最高位において、代表の参加が不十分であることが明らかである。女性は、その国の外交関係にとって重要性が低い使節団に任命される傾向があり、一部の事例においては、婚姻をしているかしていないかに関連する制約によって女性は任命に関し差別されている。他の事例においては、男性外交官には与えられている配偶者及び家族給付が同

様の地位にある女性には与えられていない。女性は、多くの場合、扶養家族の世話が任務を受ける障害になるだろうなど、家庭内の責任についての憶測によって、国際的な任務に携わる機会を享受できないでいる。

37. 国連及び他の国際機関の多くの常駐代表部には女性外交官はまったくおらず、上級職に就く女性もほんのわずかである。この状況は、国際的な目標、課題及び優先事項を定める専門家の会合や会議においても同様である。国連システムの諸機関及び地域レベルにおけるさまざまな経済、政治及び軍事機構は、重要な国際的公共部門の使用者となってきたが、しかしここでもまた、女性は依然低いレベルの役職に集中する少数派である。

38. 女性と男性が平等の条件で国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会はほとんどない。これは、多くの場合、関連のある役職や公式の代表団への任命や昇進のための客観的な基準や手順が欠如している結果である。

39. 現代世界のグローバリゼーションに伴い、男性と平等の条件での女性の国際機関への関与と参加が、ますます重要になってきている。ジェンダーの視点及び女性の人権をすべての国際機関の議題に盛り込むことは、政府の責務である。平和創造と紛争解決、軍事支出と核軍縮、開発と環境、対外援助と経済の構造改革などの地球規模の諸問題に関する数多くの重大な決定が、女性の参加が限られている。これは、これらの分野における非政府レベルでの女性の参加と好対照を成すものである。

40. 国際交渉、平和維持活動、あらゆるレベルの予防外交、調停、人道的援助、社会的和解、和平交渉及び国際刑事裁判制度への女性のクリティカル・マスの参加は、重要な影響をもたらすであろう。武力又はその他の紛争に対処するに当たり、それらが女性と男性のそれぞれに及ぼす異なる影響を理解するために、ジェンダーの視点とジェンダー分析が必要である。(注 1995年9月4日から15日まで北京で開催された第4回世界女性会議において採択された行動綱領のパラグラフ141(A/CONF.177/20、第I章、決議1、付属文書II)。パラグラフ134も参照のこと。その一部は次の通りである。「権力構造への女性の平等なアクセスと完全な参加、並びに紛争の予防及び解決に向けたあらゆる取組みへの女性の完全な関与が、平和と安全の維持及び促進にとって不可欠である。」)

## 勧告

### 第7条及び第8条

41. 締約国は、自国の憲法及び法律が条約の原則、とりわけ第7条及び第8条を遵守することを確保すべきである。

42. 締約国は、自国の憲法に従った適切な法律の制定を含むすべての適当な措置をとり、憲法に基づく義務を直接は受けない可能性のある政党や労働組合などの組織が女性に対して差別を行わず、第7条及び第8条に記載された原則を守ることを確保する義務を負う。

43. 締約国は、第7条及び第8条の対象であるすべての分野において女性の代表の参加を確保するための暫定的な特別措置を特定し、実施すべきである。

44. 締約国は、第7条又は第8条に対するいかなる留保についても、その理由及び効果を説明し、留保が社会における女性の役割に対する伝統的、慣習上又は定型化された見方を反映している場合並びにそのような見方を変革しようと締約国が講じた方策を明確に示すべきである。締約国は、かかる留保の必要性を綿密に検討し続け、それらを排除するためのタイムテーブルを報告に含めるべきである。

### 第7条

45. 特定し、実施し、効率化のために監視すべき措置には、第7条(a)に基づき、次のための措置が含まれる。

(a) 公選による地位に就く女性と男性の均衡を達成する。

(b) 女性が自らの投票する権利、その権利の重要性、及びそれを行行使する方法を理解することを確保する。

(c) 非識字、言語、貧困、及び女性の運動の自由に対する妨害に起因するものを含め、平等に対する障害が克服されることを確保する。

(d) かかる不利な立場にある女性が投票する権利並びに選挙される権利を行行使する手助けを行う。

46. 第7条(b)に基づき、かかる措置には、次のことを確保するための措置が含まれる。

(a) 政府の政策の策定への女性の代表の参加の平等

(b) 公職に就く平等の権利の女性による実際的な享受

(c) 女性を対象とする、開かれた、応募制の採用プロセス

47. 第7条(c)に基づき、かかる措置には、次のための措置が含まれる。

(a) 女性に対する差別を禁ずる有効な法律が制定されることを確保する。

(b) 非政府機関並びに公共及び政治団体に対し、それらの活動において女性が代表することと活動への女性の参加を促す戦略を採択することを奨励する。

48. 第7条に基づき報告を行う場合、締約国は次のことを行うべきである。

(a) 第7条に含まれている権利を実施する法律条項を説明すること。

(b) 法律条項あるいは伝統的、宗教的又は文化的慣行に起因するかどうかを問わず、それらの権利に対するあらゆる制約について詳細を明らかにすること。

(c) それらの権利の行使を阻む障害を克服するために導入及び立案された措置を説明すること。

(d) それらの権利を享受する女性の男性に対する割合を示す男女別の統計データを含めること。

(e) 開発プログラムに関連するものも含めて、女性が参加する政策策定の種類、及び女性の参加のレベルと程度を説明すること。

(f) 第7条(c)に基づき、女性が女性団体を含む自国の非政府機関に参加する程度を説明すること。

(g) それらの機関に対し相談が行われることを締約国がどの程度確保しているのか、並びにそれらの機関の助言が政府の政策の策定及び実施のあらゆるレベルに及ぼす影響について、分析を行うこと。

(h) 政党、労働組合、使用者団体及び職業団体のメンバー及び役員として女性代表の参加が不十分であることに関する情報を提供し、またその要因を分析すること。

## 第8条

49. 特定し、実施し、効率化をはかるために監視すべき措置には、総会の主要委員会、経社会理事会、及び条約体を含む専門諸機関をはじめとするすべての国連機関の構成員並びに独立した作業グループや国の又は特別なラポルトゥールの任命において、よりよいジェンダー・バランスを確保するための措置が含まれる。

50. 第8条に基づく報告を行う場合、締約国は次のことを行うべきである。

(a) 国際会議への政府代表としての参加、平和維持又は紛争解決の任務への任命、及び適切なセクターにおける地位の高さを含め、海外勤務職に就く女性、あるいは国際的代表又は国家を代表する職務に通常携わる女性の割合を示す男女別の統計を提供すること。

(b) 適切な地位及び公式代表への女性の登用及び昇進のための客観的基準を設定するための努力を説明すること。

(c) 女性に影響を及ぼす政府の国際的なコミットメントに関する情報及び国際フォーラムが発行する公式文書を、とりわけ女性の地位向上に責任を有する政府及び非政府機関の両方に広く普及するためにとられた方策を説明すること。

(d) 個人としてあるいは女性団体や他の組織のメンバーとしてを問わず、政治活動を理由とする女性に対する差別に関する情報を提供すること。